

御下賜金を始め内外義捐金の七割額を現金にて給與し、
罹災者（罹災者を收容元介したる者及び震災失業者）
に残り三割額を配給し、罹災死者の遺族に對しては別に
軍隊戦死者及び官公殉職者に對する規定に依つて支給せ
らるべき事。

官吏若しくは大会社員に非ざる限り、今回の震災に
依つて一時失業者とならざるは無く、震災失業者
は帝都に充満したものである。然るに彼等は、罹災
民を收容元介し、市内一部の二三日間去米配給を
受け止に止まる。罹災者、罹災者を、現金にて
救護すべきは当然である。
震災死者に對しては、御下賜金、義捐金にては不
足するべきに依り、別に支出すべきを要する。

十三、農村の人海吸収力を増大せしめ、都市人土の労働主
義を農事に向つて強調せしむる爲に、農村を日本様式に
て及びなければ社会化せしめ、都市の郊外に農作地を設くる
事。

これは比較的閑事業なるが如く、永遠の希望実行
である。併し、時勢に伴ふ新正の国家的観念を
培養し、愛国心の源泉たる愛郷心の愛土心を満足
せしめ、民族性の發揮を助成するには、是非とわ
必要の施策である。
農村の三男三男に對して、都会、都会への方策を
採るべく余儀なくされて居たれば、是を是として都
会労働者が寸尺の土地を有せず、郷土を有せず、
象郷の情味を見出すべき境地を有せずして生存せ